

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>(宿泊税)</p> <p>第一条 (現行のとおり)</p> <p><u>2 前項の「国際都市東京の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策」とは、東京都が定める観光産業振興に関する計画に基づく施策をいう。</u></p> <p>(納税義務者等)</p> <p>第二条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）<u>第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業を除く。）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「ホテル等」という。）</u>における宿泊に対し、その宿泊者に課する。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第三条 宿泊税は、宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの</p>	<p>(宿泊税)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(納税義務者等)</p> <p>第二条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）<u>第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項の営業に係る施設（以下「ホテル等」という。）</u>における宿泊に対し、その宿泊者に課する。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第三条 宿泊税は、宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって東京都規則（以下「規則」という。）で定めるもの</p>

をいう。次条及び第九条において同じ。)が一人一泊一万三千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

(課税標準及び課税標準額の端数計算)

第四条 宿泊税の課税標準は、一人一泊当たりの宿泊料金とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号） 第六条の十七第一項第四号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

3 宿泊税の課税標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(税率及び税額の計算等)

第四条の二 宿泊税の税率は、百分の三とする。

2 宿泊税の税額は、課税標準額に前項の税率を乗じて得た金額とする。

3 宿泊税は、地方税法施行令第六条の十七第二項第九号に規

をいう。次条において同じ。)が一人一泊一万円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

(税率)

第四条 宿泊税の税率は、一人一泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 宿泊料金が一万五千円未満のもの 百円

二 宿泊料金が一万五千円以上のもの 二百円

(新設)

(新設)

(新設)

定する条例で指定する法定外目的税とする。

第五条及び第六条（現行のとおり）

（申告納入）

第七条 宿泊税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、課税標準額の総額、宿泊税額その他知事において必要があると認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 宿泊税の特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、前項の規定によって次の表の上欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月

第五条及び第六条（略）

（申告納入）

第七条 宿泊税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他知事において必要があると認める事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 宿泊税の特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、前項の規定によって次の表の上欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月

七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 (現行のとおり)

第八条 (現行のとおり)

(納税管理人)

第八条の二 宿泊税の特別徴収義務者は、都内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この条において「住所等」という。）を有しない場合においては、都内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は都外に住所等を有する者のうち納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じる日の五日前までに知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定によって納税管理人申告書を知事に提出し、又は知事の承認を受けた者は、納税管理人を変更した場合その他申告をした事項若しくは承認を受けた事項に異動を生じた場合又は納税管理人を変更しようとする場合その他申告をし

七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 (略)

第八条 (略)

(新設)

た事項若しくは承認を受けた事項に異動を生じる場合においては、納税管理人が都内に住所等を有する場合はその変更又は異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に申告し、納税管理人が都外に住所等を有する場合はその変更又は異動を生じる日の十日前までに知事に申請してその承認を受けなければならない。

- 3 前二項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

(新設)

第八条の三 前条第三項の認定を受けていない宿泊税の特別徴収義務者で同条第一項又は第二項の承認を受けていないものが、同条第一項又は第二項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、十万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料の額は、知事が定める。

- 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に

指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第九条（現行のとおり）

（特別徴収義務者の帳簿等の記載義務等）

第十条 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から三月を経過した日から七年間保存しなければならない。

- 一 宿泊年月日、総宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であつて、宿泊者がホテル等の宿泊に関して名称を問わず当該ホテル等に支払うべき額（宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該ホテル等に支払うべき額を含む。）をいう。次項において同じ。）、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、課税標準額及び宿泊税額

二（現行のとおり）

2 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から三月を経過した日から七年間保存しなければならない。

第九条（略）

（特別徴収義務者の帳簿等の記載義務等）

第十条 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

- 一 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

二（略）

2 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から三月を経過した日から二年間保存しなければならない。

一 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び総宿泊料金並びに宿泊税額が記載されているもの

二 (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第十一条 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 前条第一項の規定に違反して同項の帳簿を七年間保存しなかったとき。

四 (現行のとおり)

五 前条第二項の規定に違反して同項の書類を七年間保存しなかったとき。

2 (現行のとおり)

(地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の規定による指定)

第十一条の二 宿泊税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

一 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊料金並びに宿泊税額が記載されているもの

二 (略)

3及び4 (略)

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第十一条 (略)

一及び二 (略)

三 前条第一項の規定に違反して同項の帳簿を五年間保存しなかったとき。

四 (略)

五 前条第二項の規定に違反して同項の書類を二年間保存しなかったとき。

2 (略)

(地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の規定による指定)

第十一条の二 宿泊税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号) 第六条の二十二の四第六号に規定する条例

第十二条及び第十三条 (現行のとおり)

で指定する法定外目的税とする。
第十二条及び第十三条 (略)